

議案第 33 号

羽生市長の給料の特例に関する条例

市長（この条例の施行の際現に市長の職にある者に限る。）の給料の月額、羽生市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和 39 年条例第 2 号）第 3 条の規定にかかわらず、令和 8 年 8 月 1 日から令和 12 年 6 月 10 日までの間は、同条に定める給料の月額からその 100 分の 50 に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、同条に定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 7 月 2 日提出

埼玉県羽生市長 齋 藤 万紀子